

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も賣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細

はる商況物語

第三千六百三十四號
明治廿六年四月二十日
舊曆癸巳三月五日

明治二十六年四月十九日

司法大臣芳川顯正

頬城郡演村に差し
演尾瀬の漁民三百人
の一難問題たる事

體育運動の獎勵

日本社會一般の有様を見るに智德の修養に就ては人々
注意する所わり隨て獎勵の方法も少なからざれども體育の一點に於ては頗る欠くる所あるが如し時事新報は
玆に見る所あり體育運動獎勵の目的を以て運動優勝賞
牌を製し凡そ官公私との金に論なく又その種類の如何に
拘はらず運動遊戯の催しにして體育上有効と認むる
ものには其優勝者に對して特に之を寄贈し以て運動獎
勵の一助とする今や春駕漸く催して水陸運動の好時節世
間運動會の催し是より盛ならんとする由て豫め玆に廣告
す

なる可も單に日用の自由不自由若しくは運送の便不便等を考ふるときは東京にて日本橋區の中央地と本所深川にて開店すれば店舗費に數倍の差あるは何ぞや日本橋區に開店すれば店舗費は其利に乏しきが爲めに外ならず即ち往來繁き市街に營業する商人が場所の人通り少なき處に開店する者には比して割合に高き地代を拂ふ其地代は取る直さる店の廣告料なりと云ふも可なり商賣の盛衰は單に店の位置に依て異なるのみならず同一の場處に在る店にてても呉物の並べ様に依て其賣れ方に大なる影響を及ぼすものあり是事は廣告の當否とも云ふ可もつゝ、生人若くは

の件に就ては凡そ十日間の日子を要すべく次で各省よりの打合せ若くは諮詢等之あるべきを以て爲めに五六日を費すならん左れば各地官は今より二週餘日か三週近くの滬京にして歸任の途に上るべしといふ。

○殖民區畫地貸下の準備 已に本紙に記したる如く北海道廳にて土地拂下規則の施行手續を改正したるに就ては本年の通常貸下地を石狩國空知郡奈江原野、同郡幌向原野、夕張郡馬追原野三區畫地の内貸下殘餘の分を定めしが本年よりは成るべく其貸下處分を敏活にして志願人を困難せしめざらんふとを期し来る五
月一日より六月卅日まで豫め殖民課員を右の三區畫地へ出張せしむる。

○卒業生の銀
せし正科生入上
かりを冷却せし
芝公園の紅葉館
大淀村字下淵と
角五郎と記して
大和國吉野山に遊
撰びて旅宿に來
夜直江津の旅館
一通の請願書を差

新編
卷之三

廣告

新聞紙と日本の新聞紙とを比較して、優劣はないけれども彼の新聞の

紙面に廣告の多きは其特色なるが如し。試に歐米の大都會に刊行する新聞紙を見るに何れも紙面の大半は廣告を以て壇塞するの常にして現に米國紐育市のウオーレド新聞の如き昨年中に掲載せる廣告の件數は八十九萬九百七十五にして是が爲めに費したる紙面は總て二萬二千五百六欄に達したりと云ふ一欄の廣告料を假に百弗と見積るも二百廿五萬弗の歳入なり盛ありと云ふ可し然に顧みて我國の新聞紙を見れば其廣告欄の寂寥たるみと實に見る蔭もなき有様にして西洋諸國の同業者に對して更に顏色なしと云ふ可し我時事新報の如きは日本の新聞紙中最も廣告の多きを以て名あるものなれども尙ほ且、歐米諸國の地方小新聞に比して却て一步を譲るのみとさへなきに非ず他推して知る可し之を要するに日本の新聞紙は未だ廣告業の何物たるを知らざるものと云ふも過言にあらず甚だ殘念なる次第なれども元來新聞紙に廣告少なきは強ち新聞業者の罪にあらず其原因を絞せば結局世間の人が廣告の大切なるを知らざるが故なり新聞社の爲めに取りては成る丈け廣告の多からんとみと利益なれば多方手を盡して之を掲載せんとするも如何にせん世間に錢を拂ふて廣告する者少なきを以て己むを得ず今日の寂寥に満足するのみ左レア開拓に新聞廣告の運びを計り

明の程度尚ほ低くして實業家の流が之を利用して自から利するふどを販賣するの證據なりと断定して間違ひかる可し抑も商賣に廣告の必要なるは今更ら辨するまでもなきふどにして凡て物品の賣買は廣告に由て始めて實際に行はるゝものと云ふも可なり何となれば假令ひ店に何程便利安直の品物を備ふるも世間に廣告して其所在を人に知らしむるに非されば到底實の持廢たる可ければなり商人が市街に店を開きて商品を陳列するは即ち通行の人に之を示さんが爲めにして詰り廣告の一方のみ其證據は凡そ何等の店を開く者にても成る丈け遠鄙の地を避けて繁華雜沓の場處を擇び是れが爲めに慙々高き地代を拂ふふどを厭はざるを見ても明

官
禁

明治二十三年（八月）官内省達第十六號官内省官吏恩給
例第十四條及官内省准官吏恩給例第八條中「十五年未
滿」ノ五字ヲ削ル

○在華盛頓兩國公館の格式 在米國華盛頓の
英佛兩國公館は是まで公使館こうしがんなりしが今回大使館の資
格に進められたりと

○ 習業心得 新潟
同に左の如き心得
進むやも計り難し

宮内省達甲第二號參照
宮内省達第十六號(明治二十三年八月九日抄錄)
主宮内省官吏恩給例
第十四條 特任官以上ノ者在官滿一年以上十五年未滿ニシテ退官シタ

○駐米參贊官 天津電報局總理知府余思詒は新任を新嘉坡に任ぜしが今回ベナンにも副領事を在勤せしむるふと、爲りて既に英國政府の承認（しゆうにん）を得たり。

桑樹の栽培は施肥
桑樹の施肥は一
種又は無酸塵と
あらざれば肥料とな
五
桑樹の施肥は

○司法省告示第二十一號
第八條　准官吏在官滿一年以上十五年未滿ニシテ退官シタル者ニハ明治二十三年勅令第九十八號ヲ適用シ一時賜金ヲ給ス。

北米合衆國駐紮欽差大臣楊儒の保護により紐育公使館參贊官に任命され去月二十七日局務交代を了り直に入京したり

六 桑樹病害に罹らるべき病害の蔓延を防ぐ
七 桑樹の害蟲を殺す
八 防止すべし